

## 令和元年度 第5回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和元年 11月 1日（金） 10時～11時

開催場所 コミュニティセンター401 会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、中嶋委員、藤田委員、佐藤委員、  
生駒委員、正垣委員

（事務局）尾山地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、石田市民活動推進  
課課長補佐、和田主査

欠席者 澤井委員、辻委員

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 案件

#### （1）自治基本条例検証報告書について

【中川委員長】 「生駒市自治基本条例検証報告書」について、お二人の任期が始まる以前に作業が完了している。これについての報告をいただいて共有したい。今日この後、市長に委員会からの提言として、この報告書をお渡ししたいと思う。概略を事務局からご報告いただいて、そういう作業をしていたこと、そして市長に渡すことを共有していただければ。

#### 【事務局】

配布資料に基づき、説明。（「自治基本条例検証報告書」）

【中川委員長】 非常に詳しく丁寧にやっていただいたと思う。28ページにあるように、全体で7回、作業として6回、条例全体を4区分に分けて、徹底的に議論した。その中には、条文のあり方のようなテクニカルな話を超えて、市行政のあり方や市民自治の活力といった問題まで、非常にラディカルな議論に及んだことは事実で、それらの議論は「条例の運用についての意見」として13ページ以降に収録している。条例改正とか、解説文の改正の議論以外に、こういう所見が出ているとの報告書である。

自治基本条例というのは、自治体における最高規範。規範の中には憲法も入っ

ていて、地方自治における憲法第8章の4ヶ条と地方自治法が基本的にスタートである。それをふまえた上で、生駒市のまちづくり、生駒市の自治はこうなっていると、わかりやすくする手引き条例である。それに加えて、生駒市として独自の制度、住民投票であるとかを自治権の範囲内で作ろうということで、オプションでいくつか入っている。それプラス生駒としての姿勢、自治体を運営する上で強調したい姿勢をここで出したいということで、例えば若者を重視したいとか、参画と協働は市民と行政の相互の行動原則にしますということ宣言している、そういうものが入っているということである。

自治の担い手は市民であるから、自治法上住民というのは外国人住民も入る。地方自治においては、外国人住民も税金を払っている。住民としての権利がある。このことはちゃんと覚えておいた方がよい。国際人権規約に日本はちゃんと批准しているが、その中で、様々に保障しなければならない対象は、日本国民に限定されていない。その権利は、地方自治の場でも保障しなければならない。一番言いたいのは、いい加減にしか理解されていない地方自治の仕組みを、簡単にわかるようにした条例であるということである。それでは、各委員から所見をいただきたいと思います。

**【中嶋委員】** 委員長がおっしゃっていただいたように、これまで、なかなか条例に触れることがなかった。行政としてもわかりやすく説明して発信していくということをしていかなければならない。市民もそれを理解しようとするときに、難しい言葉で書かれているものは頭に入ってこないと思うので、極力わかりやすい言葉で提示していけるよう、そしてそれが基本ですと発信し、そのような観点で見たいと思う。本当に生駒市を全員でいい方向に導いていくと思っていただける内容として、この条例の理念を発信をしていかなければいけないと思う。今が良かったらそれでいいというのではなく、5年後、10年後に見直しもあると思いますし、逆に5年後、10年後を見据えているんなことを考えていかなければと思う。

**【藤田委員】** 最初伺ったときには、すごく難しいと思い込んで参加していたが、先生方のご指導のおかげで、私なりに勉強させていただいたことが肥やしになっている。一番はいつも先生がおっしゃっていただいたように、生駒市のまちづくりの基本的なことがこの条例の中に凝縮してわかりやすく埋められているということがすごく理解できた。まちづくりに基本的なことは、市民がいて、議会があって、行政があって、この三角形のトライアングルの中に基本的理念が活かされている。なかなか市民の皆さんに浸透していないことを感じるので、こういう条例が生駒市にあることを市民の方々に少しずつでも伝えていきたい。

【佐藤委員】 参加させていただくまでは、こういうものをきちんと読んだこともなかったが、こんなにきめ細やかに会議を開いて意味のある場として、みんなに伝えやすくしようとされているのが良くわかった。いい条例ができてるので、私のような知らない人にいかに伝えていくか、参加させていただいたことで、身近な人にもっと伝えていこうと思う。

【生駒委員】 私も今回初めて条例の存在を知った訳ですが、当然のものとして認識を持った。おそらく市民の中でもこの条例をご存じの方はごく一部だと思いますし、条例そのものを周知していくことも必要ではあるが、条例そのものが当たり前であると感じられるような、条例の精神を広めていくということが大事かと思う。

【正垣委員】 今回初めて入らせていただいて、今の報告を聞かせていただいて、市民としてはイベントとか行事とかに参加させていただくことでしか市民協働をされているということに気づくことはないと思う。それが条例に基づいてやっていることは、普段たぶん皆さん意識されないのではと思う。今の中で条例を周知していくことが重要と言われているのですが、知る必要があるのかなどの感想もある。プロジェクトのイベントをやる、やらないといった時に、やる判断、やらない判断をこの条例に基づいてやっているのであるから、判断材料とするために整理をしておくことは必要なのではないかと感じた。

【森岡副委員長】 条文の改正とか表面上の問題ではなくて、もっと現状に合わせた部分について十分議論を深められたと思うし、今回、フレッシュな気持ちの中で参加をさせていただいた。私個人としては、連合会長ということで、市民自治の定義について、皆さんのご意見を綿密に表現するとどうなんだということで、自治会だけではなく、いろんな地域で活動されている意見を出しながら、連携を深めることができたということは有難いことであると思う。

【中川委員長】 今、副委員長から大変意味のあるご発言をいただいた。自治基本条例の中身は、団体自治のルールと、住民自治のルールに分けて考えるべきだと思っている。そういう意味では、住民自治の書き方が遠慮がちで、団体自治の内部規定やルールを厳しく書いているんですが、今後この条例を市民のものにしていくには、住民自治を強化していくということが、政策方針として非常に重要だと思っている。これを最初に確認しておいた方がいいと思う。NPOを盛んにしてほしいとか、もっと自治会を中心とした活動を盛んにしないとか。

それともうひとつ、行動原則としてこれらをする時に、「生駒市自治基本条例第何条に基づく…です」といったクレジットを打ってほしい。当たり前の条例だから、みんなクレジットを打たない。ららポートにおいても、「参画と協働の原則に基づく市民自治活動の支援なんです」と、「参画と協働に携わる自治基本条例第何条に基づく行動理念です」と、ちゃんとつないでいてほしい。自治基本条例ならみんなもっと親しみを持つと思う。そういうひとつのルールを作って欲しいと思う。

それと、森岡副委員長がおっしゃっていたことは非常に重要なことで、最近水害などが多発している。生駒は地盤が固いと思われているけど表層の土は簡単に落ちる。どこの地域でも大災害の危険性はあるということ。そういう可能性があるという前提で、住民自治の安全装置をもうちょっと開発しておいてほしいと思う。そのためには、地域のお世話をしてくださるリーダーを生涯学習の資源を使って死に物狂いで開発しなければならないのに、のんびりしすぎだと思う。

今回の千葉の水害でも、初動期に助かるように声をかけたのは全部地元です。その時に役に立ったのが近隣である。それをみんな真剣に学習しなければいけない1か月だったと思う。それには、この条例に基づいた住民自治を強化することが大事。そのためにもっと人材を発掘してほしい。やる気のある地域人材を逃してしまうようではだめ。地域の自治システムが減りつつあって、自治会に甘えすぎていないか。危機を感じる。もっと能力を開発するためとか、地域の力を引っ張り出すための会議の技術とか、社会調査の能力をレベルアップするための訓練とか、避難所の経営のノウハウを学んでいるとか、防災士の資格をとって、地域で何パーセント防災士を取ろうとか、そういうことにお金を使おうとならないのかと思う。

**【森岡副委員長】** 今、本当に自治会の担い手がない。毎年、自治会長が半分入れ替わる。役員ごと入れ替わる。全く継続性がない。今までは、自治会長さんが長い間やっている間に、役員さんが持ち上がって行って自治会長になるという形だった。ところが今は、役員ごと変わるので何も知らない人ばかりで、誰にもものを頼んでいいかもわからない。60代の方は自分のやりたいことで忙しい人が多い。今、感じているのは、40代の子育て世代が危機感を持っているということ。ただ、この人たちも共働きなどで忙しい。平日が中心の地域のコミュニティ活動にどうつなげていくか。この世代の人たちが活動できるシステムを取り入れていかないと、地域活動が発展しないと思う。

**【中川委員長】** 自治基本条例は、住民自治と団体自治の両方を両輪として押

さえているものなので、権利意識の強い人たちであれば、この条例で行政にこんなふうに進めていけるのもあるが、その一方でちゃんと市民の責任も言っていて地域の責任も言っているのだから、そういう政策のバランスを失わないように参画と協働という施策があるわけで、行政がきちんと市民に啓発していく、実践していく活動が事務局に求められている。

滋賀県草津市では、各部署全部に審議会に一覧表を出させて、審議会が男女の比率がどうなっているか、再任が繰り返されていないか、一般公募の枠が10%に近づいているか、全部チェックかけてABCDEでランク分けしている。Cは基準でいいが、DEは説明責任を求められる。審議会の出席を求められる。2回連続になったら勧告をもらう。そういうチェックをかける。そうしないと行政は動かない。

宝塚市などの審議会の事務局は、行政内部に啓発している。パブコメにかける計画や条例改正案の概要版を全部作れと義務付けられている。わかりやすい版を作れと。縮刷版とわかりやすい版、概要版は違う。わかりやすい版は、市民にわかりやすく説明するための翻訳能力が要る。厳しい内部統制が必要。

それと、住民自治が弱ってくると何が起こるかということ、全部行政にコストが転嫁されていく。消防団の人が減ってきている。消防団が減ってくると、自治体の消防、消防本部がやらなければならない。つまり、住民自治が弱ってくると団体自治でそれをカバーしなければならない。警察も一緒。地域の防犯能力が落ちてきたら、警察官を増やさなければならない。危機感を共有して、市民啓発、内部啓発をしてほしい。

## (2) その他

次回会議の日程調整